

警察の相談ダイヤル#九一一〇

事件・事故 緊急事案は一一〇番

自転車を安全に乗ろう！

11月から道路交通法が改正され、自転車での
酒気帯び運転や**携帯電話使用等**
に新たに罰則が整備されました。

酒気帯び運転

自転車の酒気帯び運転、自転車の提供者
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



如意交番だより

北警察署
052-981-0110
警察相談電話
#9110

愛知県警
ホームページ



携帯電話使用

携帯電話使用等ながら運転は
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
携帯を使用して交通に危険を発生させた場合は
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



**乗るなら飲むな！飲むなら乗るな！
ながら運転をするな！**



飲みません 今日私が **ハンドルキーパー** ～飲酒運転を根絶しよう～



**乗るなら飲むな
飲むなら乗るな**



**ハンドル
キーパー**



年末の交通安全県民運動
12/1～12/10

